

鶴岡市訪問型サービス・活動B（D）の事業費補助金交付要綱

平成29年3月31日

告示第133号の2

改正 令和6年3月31日告示第118号

改正 令和8年3月31日告示第109号

1 目的及び交付

市長は、住民主体による訪問型サービスを実施し、要介護状態になることを予防するため、鶴岡市訪問型サービス・活動B（D）の事業実施要綱（平成29年鶴岡市告示第133号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき事業実施団体（実施要綱第4条に規定する事業実施団体をいう。以下同じ。）が行う訪問型サービス・活動B（D）の事業（以下「事業」という。）に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年 鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業実施団体が行う事業に要する経費とする。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 飲食等に係る食糧費
- (2) 大規模修繕に係る工事費
- (3) 自動車、不動産等の取得に係る経費
- (4) 他の補助制度により、既に補助を受けている経費

3 補助金の額

交付する補助金の額は、別表第1に定めるところにより、市の予算の範囲以内において決定する。

4 概算払い

市長は、事業実施団体からの請求に基づき、補助金の概算払いをすることができる。この場合において、概算払いをすることができる回数は、一事業年度につき4回までとする。

5 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の10分2以内の増減とする。

6 実績報告

実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

7 帳簿の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

8 その他

この告示及び実施要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3項関係）

補助区分	内 容	補助額	
基本額	以下の加算を除く、事業の実施に要する経費に対する補助	1万3,500円/月	
加 算	新規立ち上げ加算	新たに事業を立ち上げる場合（初年度のみ）	10万円
	使用料・賃借料加算	事務所や会場の確保に際し、使用料・賃借料がかかる場合	5万円 （月上限）
	移動支援加算	車両を使用したサービス利用者の移動を伴う生活支援を実施する場合	1回当たり1,000円
	実施回数加算	月11回以上実施した場合（11回目以降にのみ適用）	1回当たり1,350円

備考 移動支援加算及び実施回数加算の対象となる1回の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 利用者1人に対して、20分以上の訪問を実施すること。
- (2) 1度の訪問で複数のサービスを提供した場合でも、1回とみなす。
- (3) 1度の訪問で複数の利用者にサービスを提供した場合でも、1回とみなす。